

教職員の懲戒処分について

令和7年9月5日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 教諭 (38歳)	戒告	令和7年3月24日（月）から令和7年5月21日（水）までの間、所属校及び前任校の生徒に対し、学校で許可されていないLINE（ライン）を利用して、部活動の相談対応等を行った。また、この間、管理職による事実確認において、虚偽の報告をし、直後に、当該生徒に対して、LINEを利用して連絡を取った。 これらの行為は、電子メール等を利用した生徒との私的なやり取りに該当し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する。
県立学校 教諭 (22歳) (臨時的任用職員)	戒告	令和7年6月中旬から令和7年6月末頃までの間、所属校の生徒に対し、学校で許可されていないInstagram（インスタグラム）及びLINE（ライン）を利用して、写真のやり取り及び部活動の相談対応等を行った。 この行為は、電子メール等を利用した生徒との私的なやり取りに該当し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定に違反する。

【担当】

教職員課 県立学校人事係長 内田 俊行

(内線) 4922

(直通電話) 082 - 513 - 4922

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp